



LIFRE

Legal Information Flash Report
from MCLAW

発行：丸の内中央法律事務所
〒100-0005
東京都千代田区丸の内3-4-1
新国際ビル817区
TEL:03-3201-3404
FAX:03-3201-3434
URL:http://mclaw.jp
email: tsutsumi@mclaw.jp

＜速報＞第198回国会（6月26日閉会）において成立した主な法律の概要をご紹介します。

◆**改正労働施策総合推進法**（令元.6.5公布。公布後1年以内に施行）

- ①パワハラを、「**優越的な関係を背景に、業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により、就業環境を害されること**」と定義し、パワハラ防止のための取り組みを事業主に義務化。
- ②事業主には**被害を相談した労働者の解雇等不利益な取り扱いを禁止**します。
- ③自社の労働者が社外でセクハラ行為をした場合、**被害者側の企業による事実確認などへの協力が努力義務**として課されます。

◇**改正女性活躍推進法**（令元.6.5公布。公布後1年以内に施行）

- ①一般事業主行動計画の策定届出義務および情報公表の義務が、従業員301人以上の企業から**101人以上の事業主に拡大**され、②従業員301人以上の企業は、これまでの公表項目に加え「**職業生活に関する機会の提供に関する実績**」または「**職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績**」のいずれかの公表が必要となります。

◆**改正障害者雇用促進法**（令元.6.14公布、同2.4.1施行）

主に、国・地方公共団体における障害者雇用の促進を目的としています。主な内容として、①障害者活躍推進計画の作成・公表義務、②障害者の**任免状況の公表義務**、③障害者を**免職する際は職安所長に届出必要**、④その他雇用状況の適確な把握に関する措置等が定められます。

◇**改正建設業法等**（令元.6.12公布。公布後1年6月を超えない範囲内で施行）

- (1) **建設業の「働き方改革**」、(2)生産性の向上、(3)持続可能な事業環境の確保を3本の柱とします。具体的には、①長時間労働の是正（工期の適正化等）、②現場の処遇改善、③その他生産性の向上のための**若者の入職促進**、施工の効率化のための環境整備などが定められています。

◆**改正独占禁止法**（令元.6.26公布。公布後1年6月以内に施行）

違反行為の実態・調査への協力の有無により課徴金額を柔軟に決定できるようになります。具体的な改正点は、①課徴金の算定期間の延長、算定基礎の追加、算定率の大幅な改定、②**調査に協力した度合いに応じた課徴金の減算**、③②の制度を機能させるため、外部の弁護士に相談した事柄を秘匿することができる、「**弁護士・依頼者間秘匿特権制度**」の導入などです。

◇**デジタル手続法**（令元.5.31公布。公布後1年以内に施行）

行政手続が、①**デジタルで完結し**、②**情報の提出は1度のみで済み**、③**ワンストップで実現するための諸施策**を定めます。具体的には、本人確認情報の公証、公的個人認証、マイナンバーカードの利用促進（通知カードの廃止）などが定められます。

一例として、来年度から法人設立手続に導入されることが予定されています。

◆**食品ロスの削減の推進に関する法律**（令元.5.31公布。公布後6月を超えない範囲内で施行）

食品ロスの削減を国民運動と位置付け、①**政府**が食品ロスの削減基本方針を策定し、②**自治体**には具体的な推進計画を作る努力義務を課し、③**事業者**に施策への協力を求め、④**消費者**にも食品の買い方を工夫することなど自主的に取り組むように促しています。

◇**表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律**（令元.5.24公布。下記①②については公布後6月以内、③については1年6月以内に施行）

所有者不明の土地が年々増加し、民間取引や再開発の妨げとなっている現状を踏まえ、**所有者不明の土地を一定の条件で売却**できるよう法整備がなされました。①所有者不明土地について、**所有者の探索**に関する制度を設け、②探索の結果を登記簿に反映させるための**不動産登記の特例**を設け、③探索の結果、**所有者を特定することができなかった土地について適切な管理を可能とする制度**を創設することが定められました。

◆**中小企業強靱化法**（令元.6.5公布、同7.16施行）

中小企業の事業活動の継続に資するため、災害対応力の向上と円滑な事業承継の促進を図ります。主な施策は、①**事業継続力の強化に関する基本方針**の策定、②商工会議所等と市町村による**事業継続力強化支援事業に関する計画**を都道府県が認定する制度の創設、③個人版事業承継税制の効果向上のための**遺留分に関する民法特例の適用対象の個人事業者への拡大**などです。

◇**改正子ども・子育て支援法**（令元.5.17公布。同10.1施行）

本年10月1日から、認可保育所や一部の幼稚園等に通う**3～5歳児は世帯年収にかかわらず**、**0～2歳児は住民税非課税世帯を対象に利用料が無料**となります。認可外保育施設の利用者にも一定の上限額を設けた上で費用が補助されます。

◆**改正児童虐待防止法と改正児童福祉法**（令元.5.26公布。令2.4.1施行）

①親権者や里親、児童福祉施設長による「**しつけ**」としての**体罰禁止を明文化**し、民法の「懲戒権」（親権を行う者は、第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる）は施行後2年を目途に見直しを検討されます。

②児童相談所の一時保護と保護者支援の担当を分け、**介入機能を強化**し、学校や教育委員会、児童福祉施設の職員に**守秘義務**が課されます。

《以上、成立したばかりの法律を速報形式でご紹介しました。正確な内容につきましては当事務所までご照会下さい。》